

消防の動き



宮崎県延岡市の化学火災における火災概要
地方公共団体の防災体制のあり方に関する
調査検討委員会報告書の概要
防災拠点となる公共施設等の耐震化推進検
討委員会報告書の概要

平成14年
4月号
374

消防庁

目次

巻頭言

3₁ ロボットを巡る消防と産学の連携

特集

4 特集1₁ 宮崎県延岡市の化学火災における火災概要6 特集2₁ 地方公共団体の防災体制のあり方に関する調査検討委員会報告書の概要12 特集3₁ 防災拠点となる公共施設等の耐震化推進検討委員会報告書の概要

雑学キーワード

16₁ 誘導灯・誘導標識について

トピックス

17₁ 少年少女消防クラブフレンドシップ200218₁ 「平成13年度消防団地域活動表彰式」及び「2002年消防団シンポジウム」の開催結果の概要

レポート

20₁ 消防団員に対する乙種消防設備士試験及び丙種危険物取扱者試験に係る特例の概要

消防通信～北から南から

21₁ 長崎県 県央地域広域市町村圏組合消防本部

コラム2002

22₁ 防火標語表紙
栃木県足利市消防団

広報資料(6月分)

- 23₁ 危険物安全週間
- 24₁ 住宅防火対策の推進
- 25₁ 火遊びによる火災の防止
- 26₁ 災害弱者対策の推進
- 27₁ 石油コンビナート災害の防止

インフォメーション

- 28₁ バーチャルミュージアム
消防防災博物館ホームページの開設
- 29₁ 3月の主な通知
- 29₁ 消防庁人事
- 31₁ 広報テーマ(4・5月分)

ロボットを巡る 消防と産学の連携



防災課長 務台 俊介

過日ある会合で、安西祐一郎慶応大学塾長から、「米国が世界の警察官を自認するのであれば、日本は世界の消防官を目指すべきである」、「世界の安心、安全のためのシステム構築で国際貢献が求められている」という趣旨の話を承りました。ちょうど、レスキューコンプレックスの拠点整備の勉強会での一コマであり、要は、我が国においてこれだけ進んだ精密な科学技術の成果を、人助けや災害救助の分野に大いに活用し、国内の防災・救急に役立てるとともに、世界貢献にもつなげていくべきだとの趣旨の発言でした。

これまで、産業用ロボットは、需要元と供給元が特定されており、ピンポイントですり合わせができてきましたが、こと防災になると、需要元が多様で、採算性とは関係のない分野でもあり、どこでどういう需要があるのか不分明で、供給元としての産業界もなかなか乗り出しにくく、にらみ合いの状況にあるようです。

その会合では、研究者などの方々から、消防庁が中心となって、救急や防災の現場でどのようなロボット需要があるのか、考えられるのか、需要と供給をマッチングする機能を果たしてくれないものかと、要請されました。消防庁では、これまで消防研究所で災害用ロボットの試作を国の研究費を使い行ってきた経緯はありますが、行政として本格的にこの問題に乗り出すという判断は行われていませんでした。

翻って考えますと、およそ高度な科学技術の成果物は、何に用いるのが最も望ましいかという、人の生命を守るために用いるべきことは言うまでもありません。現に医学界においては非常に高価な設備機器が人命救助のために用いられています。防災の分野においても、特に通信や情報共有システムなどの面において、阪神・淡路大震災以降飛躍的な進歩が遂げられてきています。しかし、ロボットの分野は、まだ手探り状態です。

産、学、官の連携により、この分野でも大いに情報共有を行い、国民の生命・身体をより安全に守っていく体制の整備が求められているように思われます。防災ロボットに関しては、消防の持つ現場の経験、課題の蓄積、これが産業界や学会からも貴重な情報源として活用が求められているのです。

日本の国が、これだけの科学技術の蓄積がありながら、これが実用技術になかなか結びつかず、地域の経済活動も不景気の中にあるという現状にあります。防災ロボットの多面的実用化は将来の我が国の地域経済の活性化にも役立つはずですが、

これからは、従前以上に、科学技術分野や産業界との接点を、消防としても求めていく必要があります。消防庁もその結節点として役割を発揮していく必要があると思われます。

宮崎県延岡市の化学火災における火災概要 ～ 旭化成延岡支社レオナ工場～

危険物保安室

平成14年3月12日17時15分頃、宮崎県延岡市にある旭化成株式会社延岡支社レオナ工場1階の紡糸工程において、連続紡糸設備のヒーター及びモーターの電気系統接続部付近から出火し、ナイロン糸、電気ケーブル被覆等を焼損して延焼拡大し、鉄筋コンクリート・鉄骨スレート造5階建て、延べ約5万4千平方メートルの本工場北部分約1万5千平方メートルを焼損する火災が発生しました。消防車両34台、消防職・団員380人が消火作業にあたり、覚知から21時間22分後の翌13日14時37分鎮火しました。事故原因については、現在調査中です。この火災により、延岡市内の長浜町、別府町、浜町及び緑ヶ丘の住民に対し避難勧告が発令され、3,698世帯、9,407名が近くの避難所に避難しましたが、人的被害はありませんでした。



1 発生日時等

発見 平成14年3月12日17時15分頃
 覚知 平成14年3月12日17時29分
 鎮圧 平成14年3月13日 2時24分
 鎮火 平成14年3月13日14時37分



2 発生場所

宮崎県延岡市長浜町4丁目3623番地
 旭化成株式会社 延岡支社レオナ工場



3 事故概要

旭化成株式会社延岡支社レオナ工場1階の紡糸工程において、連続紡糸設備のヒーター及びモーターの電気系統接続部付近から出火し、ナイロン糸、電気ケーブル被覆等を焼損して延焼拡大し、鉄筋コンクリート・鉄骨スレート造5階建て、延べ約5万4千平方メートルの本工場北側部分約1万5千平方メートルを焼損したものの。



4 出火箇所

レオナ工場1階、紡糸工程の巻取室内
 No.6及びNo.8連続紡糸設備(タイヤコード巻き取り機)の電源コネクターボックス付近(詳細は調査中)



5 事故原因等

調査中



6 被害状況

(1) 人的被害

なし

(2) 物的被害

延べ約5万4千平方メートルのうち、約1万5千平方メートルを焼損(詳細は調査中)



7 出場車両等

(1) 延岡市消防本部

車両 ポンプ車5、化学車1、工作車1、梯子車1、救急車1 計10台
 職員 当番員37名、本部員等36名、その他非番員等計167名

(2) 延岡市消防団

23台、208名

(3) 日向市消防本部(応援出動)

化学車1台、5名
 合計 34台、380名



8 県及び市の対応

- 12日 18:07 情報連絡本部設置(宮崎県)
 19:15 災害対策本部設置(延岡市)
 21:30 災害警戒本部設置(宮崎県)
 13日 14:37 災害警戒本部廃止(宮崎県)
 15:00 災害対策本部廃止(延岡市)



9 避難状況

(1) 避難勧告

- 12日 19:15 延岡市内の長浜町、別府町、浜町の住民(1,884世帯、4,861名)に対し避難勧告(延岡市)
 20:45 上記3町に加え、延岡市緑ヶ丘1丁目~5丁目(1,814世帯、4,546名)の住民に対し避難勧告(合計:3,698世帯、9,407名)
 13日 2:40 避難勧告を解除
 6:15 全員帰宅

(2) 避難場所

- 緑ヶ丘小学校.....250名
 東小学校.....297名
 旭化成体育館.....15名
 延岡第2高校.....24名
 計 586名



10 応援要請について

- 12日 23:15 延岡市から日向市に対して化学消防車1台の派遣要請(相互応援協定に基づく要請)
 23:52 日向市、化学消防車1台(隊員5名)出勤
 13日 0:14 現場近傍到着。延岡市の指示により待機
 0:55 放水開始
 2:34 現場引上げ



11 消防庁の対応

- 12日 19:34 消防庁覚知(宮崎県からの即報)
 19:45 災害対策室設置

消防庁及び消防研究所は、13日、現地へ職員(消防庁3名、消防研究所1名)を派遣



12 自衛消防組織の活動状況

出火時、ABC消火器により初期消火活動を実施。公設消防隊到着後は、当該消防隊の指揮により情報収集活動及び関係先への連絡活動に従事。

自衛消防組織所有の放射線測定器により、鎮圧までの間、継続して放射線濃度の測定活動に従事。

鎮圧後は、屋内消火栓を用い継続して消火活動に従事。



13 その他

(1) 工場の概要

工場内には、ダウサム(指定可燃物)を取り扱っている施設がある。

(2) ダウサムについて

ダウサムは、ジフェニルとジフェニルオキサイドとの混合物で、伝熱媒体として250~400で加熱して用いられるものである。当該物質は、指定可燃物(可燃性液体類)に該当するものである。

(3) 放射性物質について

工場内には、放射性同位元素(コバルト60)を用いた密封タンクの線式レベル計が11個設置されており、発災した建物には、3階に6個、4階に3個設置されていたが、火災による損傷等は認められなかった。

特集 2 地方公共団体の防災体制のあり方に関する調査検討委員会報告書の概要

防災課



1 防災・危機管理組織について

(1) 組織体制のあり方

ア 都道府県における防災・危機管理組織

(現状)

大規模災害発生時において被害を最小限に食い止めるため、地方公共団体が迅速かつ的確な対応を行うことが求められるが、地方公共団体の現状を見ると、必要性は感じているものの、応急体制に移行しなければならない頻度が少ないため、防災・危機管理体制を整備することの優先順位が低くみられ、現実的には、十分な体制を整えるに至っていない。

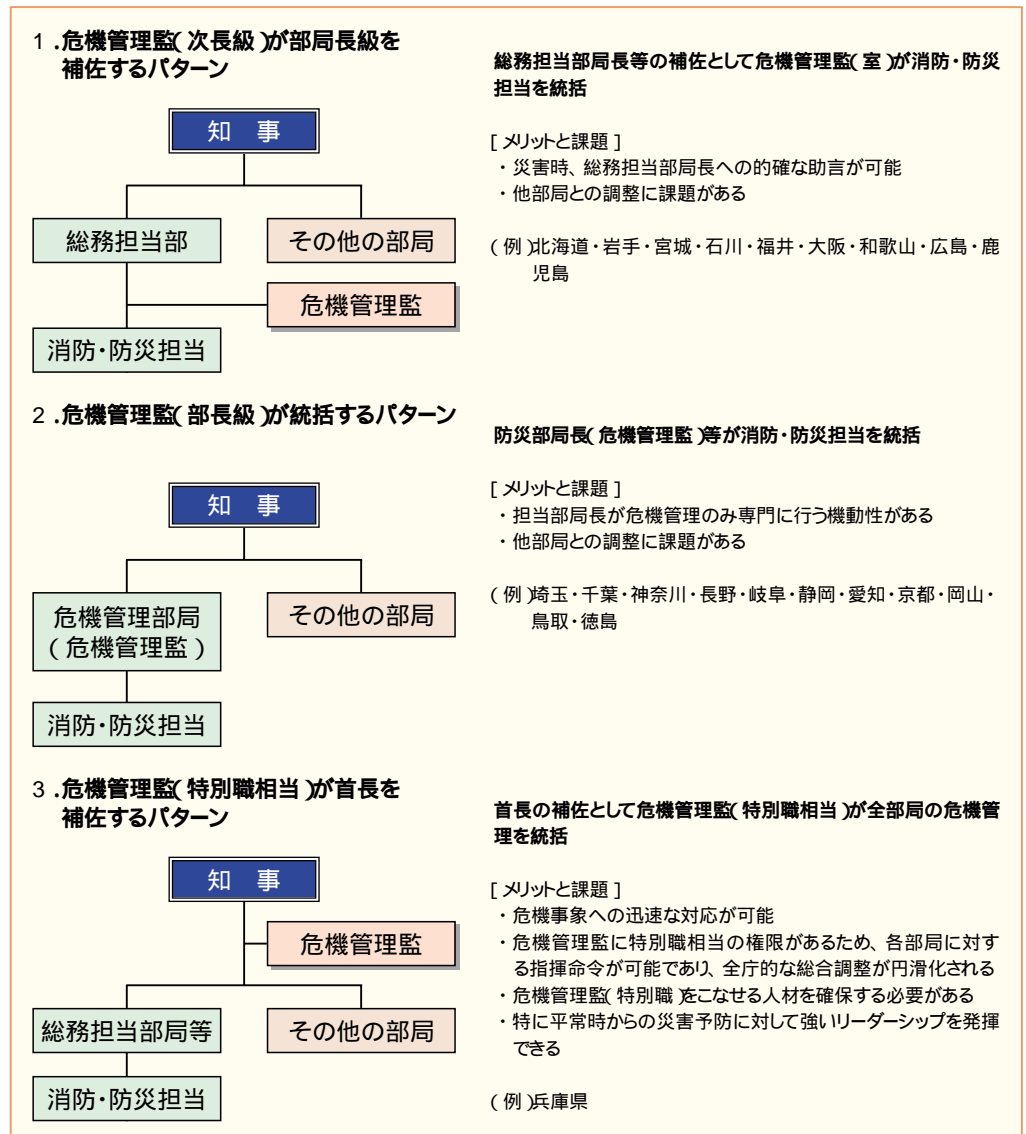
(方向性)

防災・危機管理能力の強化を目指す団体にとっては、危機管理監等の専任スタッフが首長等を補佐し、各部局を統括又は調整するといった方向で、組織のあり方を構築していくことが求められている。

災害・危機管理体制の重要性が高まっている昨今、都道府県における防災・危機管理組織の今後の方向として、3つのパターンが考えられる。都道府県においても、自主的に防災・危機管理に機動的に対応できる組織の構築を図るための検討を行っていく必要がある。



図1 都道府県における危機管理組織のパターン



イ 市町村における防災・危機管理組織

(現状)

都道府県レベルに比べ、更に、市町村レベルでは、団体が応急体制に移行する頻度がまれなことから、防災・危機管理組織の強化についての優先順位が低く見られる傾向がある。

なお、防災担当と消防担当との連携については、政令市等において、消防局が防災部を所管している例が見られる。

(方向性)

災害発生時、第1次的に対応する市町村においても、防災・危機管理能力の強化を目指す団体にとっては、今後、都道府県と同様に危機管理監等防災・危機管理の専任のスタッフが首長等を補佐し、各部局を統括又は調整するような組織の構築が望まれる。

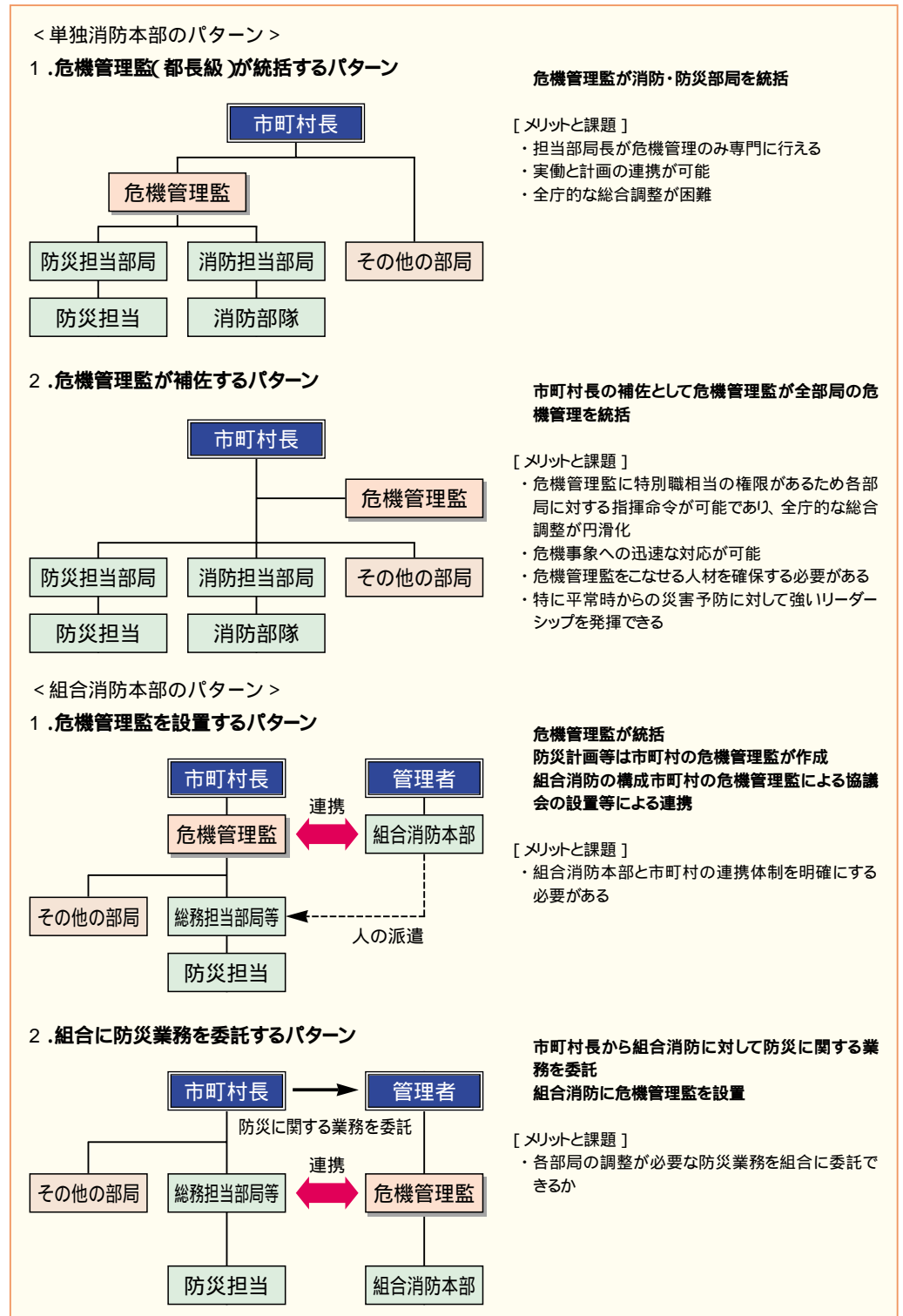
また、市町村は、消防機関という実働部隊を組織内に持っており、防災担当と消防担当の緊密な連携も考慮し、できれば、一元的に管理することができる組織とすることも検討していくことが望まれる。

また、組合消防管轄内の市町村においては、人の派遣などの交流を図ることや、防災に関する一部の業務を組合消防に委託すること等の措置を検討することも今後の課題である。

(2) 応急対応システムのあり方

大規模災害時においては、円滑な伝達体制を確保し、全庁あげての対応や近隣の市町村や都道府県の支援が必要となる。これらの対応が効率的に実施されるためには、異なる組織の者同士が共通の認識の下に災害活動を行うノウハウの確立が必要である。

図2 市町村における防災・危機管理組織のパターン



米国では、ICSという制度があり、いずれの団体においても危機管理に関する組織形態や使用用語が標準化されている。

そこで、組織形態についてもこのICSの考え方を導入し、標準化についても検討する必要がある。

また、大規模災害の発災時には、防災業務は、防災主管課のみならず、全庁的に対応する必要が出てくる。

そこで、防災主管課以外の部署が、普段から自らの防災施策について責任を持ち、災害予防対策、応急対策、復旧・復興対策を図るために、防災責任者の設置についても検討する必要がある。



2 国と地方の役割分担について

(1) 市町村、都道府県、国の災害対策基本法上の役割分担

災害対策基本法上、災害発生時、一次的に対応するのは市町村であり、都道府県は、市町村の活動が円滑に行われるように的確にサポートする役割がある。更に、これらをバックアップするのが国の役割である。

(2) 災害時の市町村、都道府県、国の連携のあり方

大規模災害が発生した場合においては、市町村、都道府県、国がそれぞれ決められた役割を効果的に果たすため、現地対策本部等において十分な連携を図りながら災害対応にあたる必要がある。

専門性の高い原子力災害の場合、原子力災害対策特別措置法が施行され、国、都道府県、市町村等の関係者があらかじめ指定された緊急事態応急対策拠点施設(オフサイトセンター)に会し、原子力災害合同対策協議会を組織することとされた。

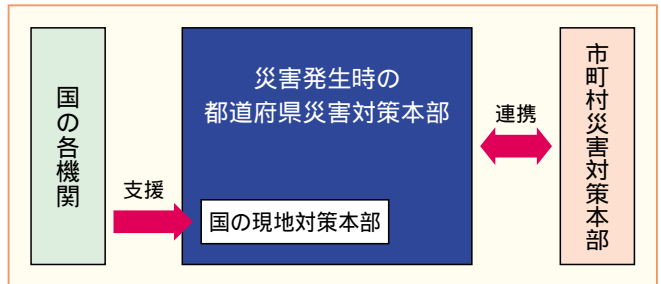
同法では、政府の原子力災害対策本部長(内閣総理大臣)が関係行政機関、地方公共団体、原子力事業者等に対して必要な指示を行うといった強力な権限が付与されているなど緊急時対応について、国主導で行うこととされている。

これに対して、自然災害による大規模な被害が発生した場合の対応については、災害の規模・地域的広がり等に応じて異なるケースがあると考えられるが、基本的な考え方としては、災害の一次的対応を行う市町村をバックアップする都道府県が大きな役割を果たす必要がある

と考えられる。

この際、国は、災害発生都道府県をサポートする役割を担うことが望ましい。

災害発生時の各団体の連携イメージ図(都道府県中心)



(3) 都道府県の市町村に対する支援のあり方

災害対策基本法において、市町村に一次的災害対応を行う役割が与えられているが、団体の規模等によっては組織的計画的な災害対応を行うことが困難なことが多い。

そこで、市町村を支援するため、都道府県が、静岡県緊急防災支援室(スペクト)が実施しているようなバックアップ体制を構築する必要がある。

(バックアップ内容例)

ア 市町村の活動環境の改善

- 市町村の防災体制の点検、訓練の実施の支援
- 市町村の応急対策を支援する情報(隣接市町村の状況等)の提供
- 効果的な広報による混乱防止
- 災害救助法の早期適用等による財政負担に対する不安の早期解消

イ 被災地への都道府県職員の派遣

都道府県との協議を必要とする業務や市町村単独では意思決定が困難な業務について市町村が現場で即決即断できるよう、必要に応じて現地の状況を把握する能力・技術を有した都道府県職員を被災地に派遣。

ウ 激甚な被災市町村の業務の代行 等



3 人材育成について

(1) 防災・危機管理に関する研修の充実

ア 各機関で行われている研修(現状と先進事例)

今後、地方公共団体で研修方法を検討する上で参考

となるよう、現在、行われている又は計画されている研修のうち、参考となる研修を紹介する。

地方公共団体における防災・危機管理講座

兵庫県では、平成14年春に運営開始を予定している「人と防災未来センター」(阪神・淡路大震災記念協会 運営)において、防災担当職員の資質向上を図るため、災害対策専門研修を行うこととされている。

また、静岡県においては、平成8年から12年の間、大規模災害に関する専門的知識を体系的に修得した人材を育成するため、静岡県立大学において防災総合講座を開催し、講座修了者には、「静岡県防災士」の称号を付与している。

更に、静岡県では、初任者研修のみならず、個々の職員の防災・危機管理に関する経験や知識を踏まえた習熟度に応じた研修・訓練を体系的に実施している。

国の防災・危機管理講習

消防大学校では、消防職員が各コースの中で、防災・危機管理に関するカリキュラムを受講することとしており、また、地方公共団体の防災担当者等に対し、危機管理(大規模災害発生時に係る災害対策活動)講習会を実施している。

大学における防災・危機管理講座

静岡県富士市にある富士常葉大学では、平成12年から、環境防災学部を設立し、防災に関する専門家を育成している。

(参考)米国における防災・危機管理講座

米国においては、連邦危機管理庁(FEMA)の災害研修センター(NETC)内に防災教育研修機関として防災研修所(EMI)があり、連邦・州・郡・市職員や一般市民に対する防災教育を実施している。

イ 国・地方を通じた総合的な防災・危機管理に関する研修制度の構築

防災担当部署に異動した職員に対し、国、都道府県等で行われている研修の先進事例を参考にしつつ、より体系的かつ効率的な研修を行う必要がある。研修を

実施する際には、例えば人事異動1ヶ月前に内示し、その段階で専門研修を受講させるといったことも考慮する必要がある。

そして、国や地方公共団体、大学等が持つ様々な研修プログラムが連携し、人材育成のための効率的かつ効果的な研修を行うことができる仕組みを構築していくことも必要である。この場合、特に、国の消防大学校においては、現在の講習を更に充実し、地方の消防学校等との連携を踏まえ、新たな防災・危機管理の人材育成のための仕組みについても検討する必要がある。

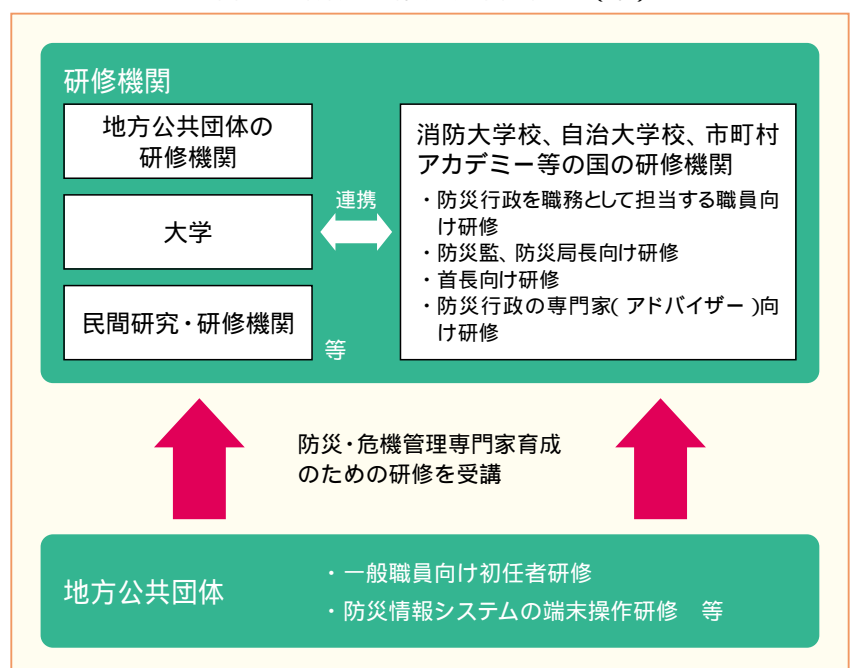
また、地方公共団体職員向けの防災・危機管理についてのe-ラーニングシステムの提供等についても検討する必要がある。

なお、消防団、自主防災組織、災害ボランティア、地域住民に研修を行う機会を幅広く提供していくことも検討する必要がある。その際、地方公共団体が地元国公立大学や私立大学などと連携をとり講座を開設する等の方策も有効である。

(2) 防災・危機管理に関する国と地方及び地方相互間の人事交流の充実

防災・危機管理に関する防災・危機管理体制を強化するためには、専門的な知識と経験を有する人材を育成していくことが重要である。

図3 人材育成を体系的に図る仕組み(案)



このため、国・地方及び地方相互間の防災・危機管理担当の間で、人事交流を体系的に行うことにより、現場、制度事務両面にわたる知識、経験をもつ職員を増やし、国・地方を通じた防災・危機管理体制を強化していくことが必要である。

これを体系的に行うため、地方の求めに応じて、人事交流の仲介を担う、国・地方間の人事交流制度、海外派遣制度の構築を図ることが考えられる。

(3) 防災・危機管理に関する専門職員を育成するための人事ローテーションの工夫

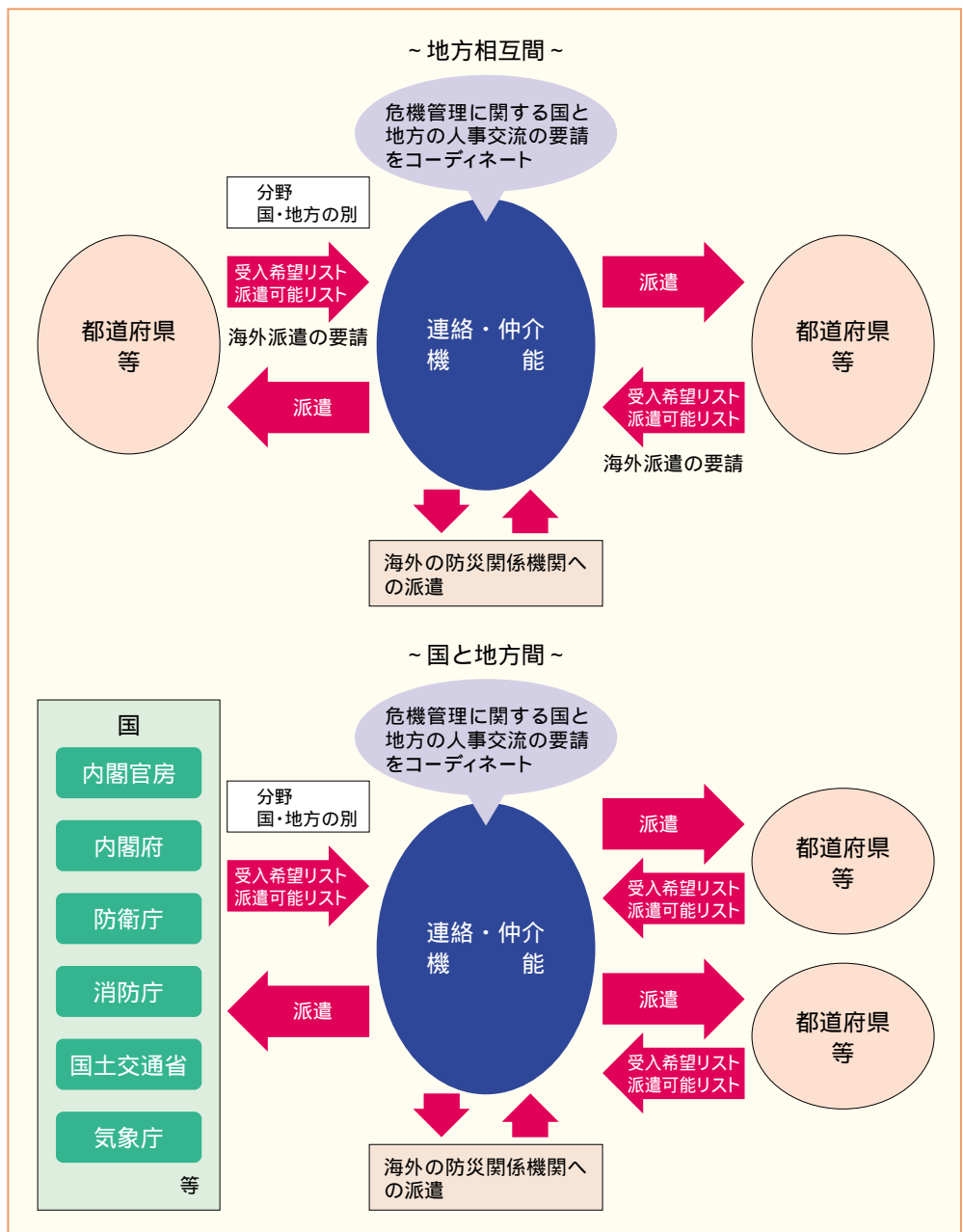
防災・危機管理体制を強化するためには、防災・危機管理面での専門的な知識と経験を有する人材を育成していくことが重要である。

このため、防災・危機管理に関する予算、災害予防、防災教育、福祉、ボランティアなど知識や経験を総合的に蓄積することができるよう、防災に関係の深い部局を経験させるような人事ローテーションを工夫していくことが考えられる。

また、育成される防災・危機管理に関する地方公共団体の専門職員同士の横のつながりをもち、情報の共有を図るための連絡組織を作ることも考えられる。

なお、防災・危機管理にたずさわる職員は、何らかの形で24時間拘束される場合が多いことから、勤務形態や処遇のあり方を含む勤務環境についても併せて検討する必要がある。

図4 危機管理分野における人事交流について



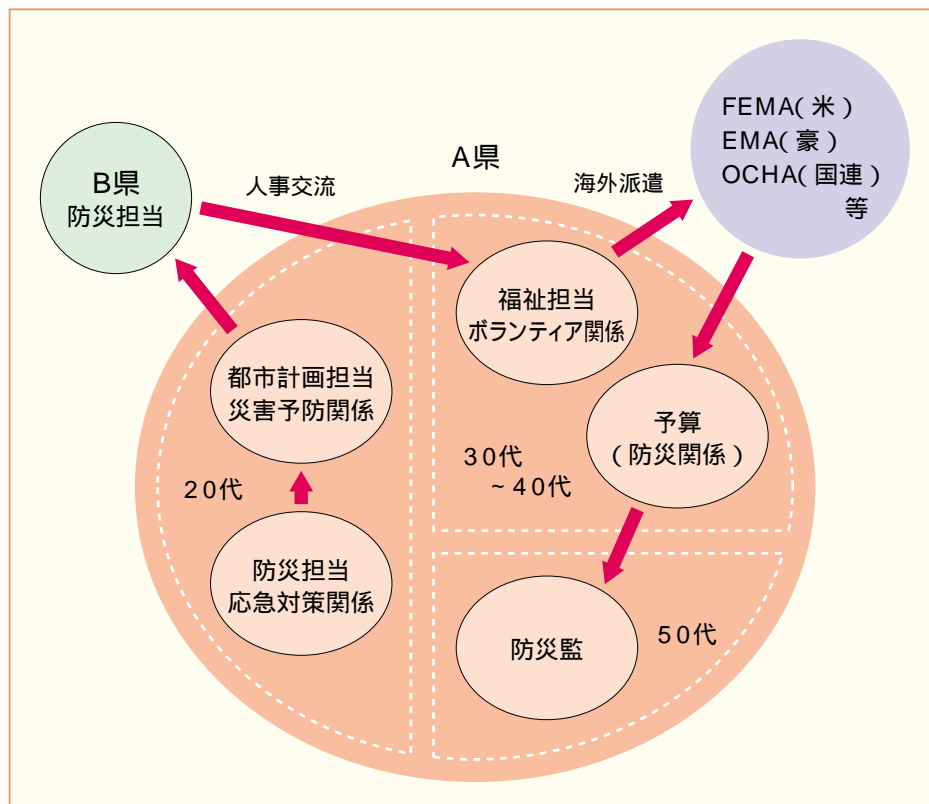
4 防災・危機管理体制の強化に向けての取り組みについて

(1) 総合的な防災体制評価指針の作成

地方公共団体の災害対応力の充実を図るためには、災害に対する住民の理解と活動を活発化させるとともに、行政側も自らの防災体制の実態を的確に把握することが重要である。

そこで、地域の防災体制を客観的に評価する指針を作成し、自ら地域の災害対応力の評価を推進するとともに、住民との情報の共有化を図る必要がある。

防災・危機管理に関する専門職員を育成するための人事ローテーション想定例



規模災害が発生した際の円滑な連携と的確な対応を行うことができる。

今後、大規模地震等の広域災害に関する相互間地域防災計画の作成を推進するため、別途の検討の場において、つめた議論を行う必要がある。

(3) 応急対応マニュアルの整備

応急対応マニュアルは、各組織のトップから担当職員までその内容を熟知するよう十分徹底し、人事異動に際して的確な引き継ぎを行うとともに、訓練後にマニュアルの見直しを行うなど不断の取り組みが必要である。

また、地域防災計画の作成、実施・運用、監査等防災評価、見直しを継続的に実施する防災マネジメントシステムを構築することが、防災体制、防災力の維持、向上に繋がる。

その際、監査等防災評価については、地方公共団体内部で実施する場合と客観的、専門的な評価を行うことができる外部の機関が実施する場合とがある。将来的には、この監査等防災評価を地方公共団体の要請に応じ専門家グループからなる評価チームが行うような体制整備も考えられる。

(2) 相互間地域防災計画の整備

東海地震等の大規模地震や富士山噴火災害等の火山災害など、近年、広域的な大規模災害が発生するおそれが高まっていると言われている。そこで、地域全体で共通の被害想定を行い、関係地方公共団体が共通の認識の下に災害対策基本法第43条及び第44条に基づく相互間地域防災計画を作成し、万が一、広域的な大

(4) 図上訓練の実施等

地方公共団体の実施する応急対策においては、従事命令、応急公用負担等相当の権限が付与されているが、これらを災害時に適切に活用し運用していくためには、図上訓練等の実践的な防災訓練を実施し、地方公共団体の職員が、災害イメージ(災害が発生した場合、どのような状況が発生し、何をやらなければならないかを思い描くこと)を持ち、とるべき措置(権限・責務)に習熟しておく必要がある。



特集 3 防災拠点となる公共施設等の耐震化推進検討委員会報告書の概要

震災対策室

大規模な地震災害が発生した場合、災害応急対策を円滑に実施するためには、防災拠点となる公共施設等の耐震性が確保されている必要があり、地方公共団体においては、その耐震改修整備を積極的に推進することが求められています。

このため、消防庁では、「防災拠点となる公共施設等の耐震化推進検討委員会」(委員長：久保哲夫名古屋工業大学教授)において、地方公共団体が所有する防災拠点となる公共施設等の耐震改修の現状等を調査・分析するとともに、これらの施設の耐震改修整備計画を策定する際に参考となる指針等について検討し、結果をとりまとめましたので、その概要について紹介します。



1 地方公共団体が所有する防災拠点となる公共施設等の耐震改修等の状況

地方公共団体が所有している公共施設等のうち、災害応急対策を実施するにあたり拠点(以下「防災拠点」という。)となる公共施設等(例えば、社会福祉施設、避難所に指定されている学校施設・公民館等、災害対策本部等の庁舎、消防本部、警察本部等)の耐震改修の状況等は次のとおりである。

地方公共団体が所有している防災拠点となる公共施設等は約187,400棟で、このうち約114,400棟(約61%)が昭和56年以前の耐震基準で建築されたものである。

この約114,400棟のうち耐震診断を実施した棟数は、約34,700棟(約30%)である。

耐震診断を実施した約34,700棟の建物を見ると、そのうち約10,200棟(約29%)が「耐震性が有る」と診断され、また、平成13年度末までに、約8,400棟(約24%)が耐震改修を終了しており、合計、約18,600棟(約54%)の耐震性が確保されている。

また、今後、平成17年度までに耐震改修を予定している棟数は、耐震診断を実施した約34,700棟のうち約4,900棟(約14%)となっている。

次の建築物については耐震性が確保されていると判断した場合、平成13年度末で、地方公共団体が所有している防災拠点となる公共施設等の約187,400棟のうち約91,600棟(約49%)の耐震性が確保されていると考えられる。

ア 昭和56年以降の新耐震基準で建築された建築物(約73,000棟)

イ 耐震診断の結果「耐震性能を有する。」と診断された建築物(約10,200棟)

ウ 耐震改修済みの建築物(約8,400棟)

また、平成17年度までの耐震改修予定の棟数(約4,900棟)を加えると、平成17年度末では、約96,500棟(約52%)の耐震性能が確保される見込みとなる(別図参照)。



2 防災拠点となる公共施設等の耐震改修整備計画策定の指針の概要

(1) 指針の骨格

この指針は、地方公共団体が、防災拠点となる公共施設等(対象施設)の耐震改修等の優先順位や時期の設定など、具体的な耐震改修整備計画を策定する際に、参考としていただきたい事項を示している。

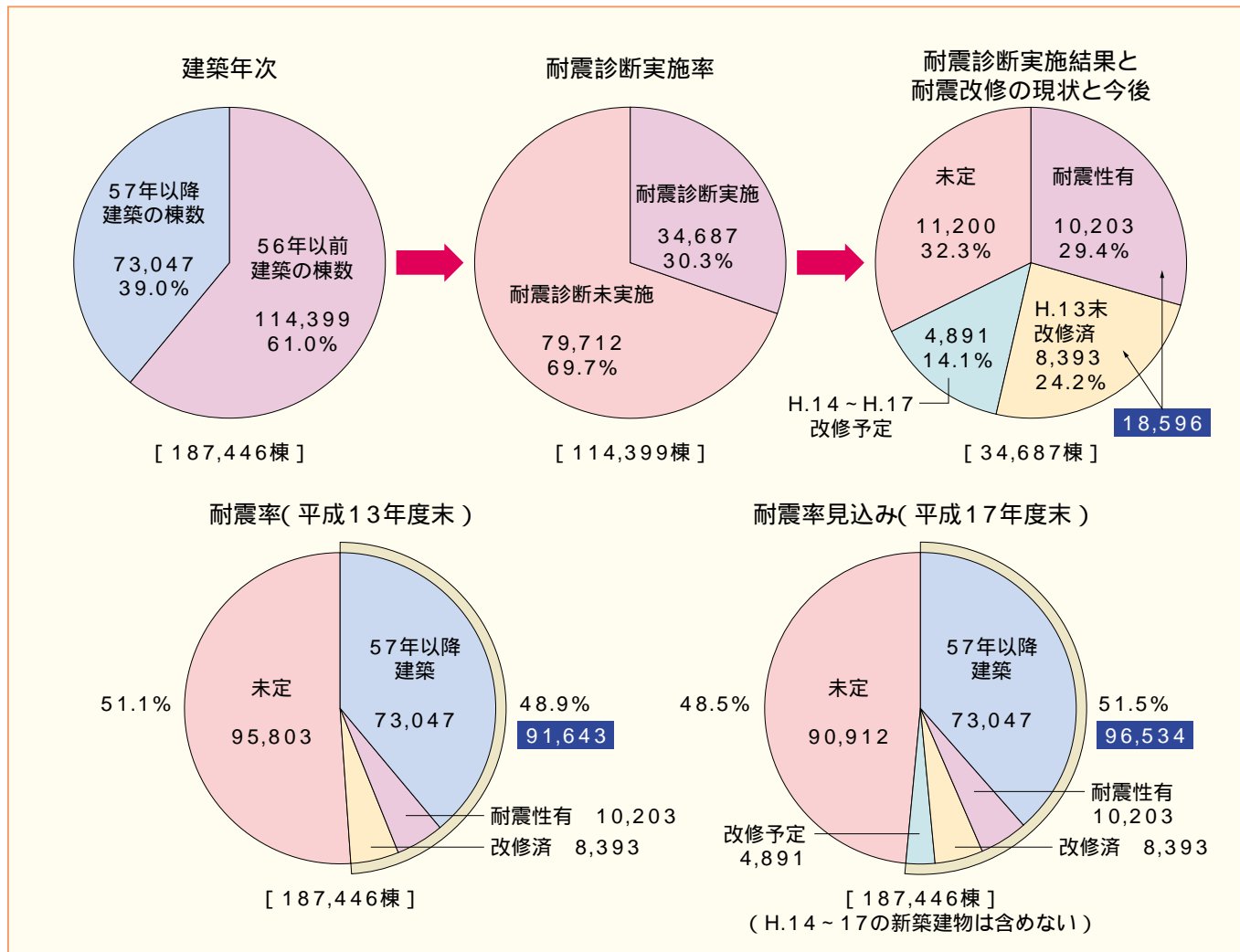
耐震改修等の優先順位の決定にあたっては、対象施設が保有する耐震性能(保有耐震性能)と対象施設の用途及びその施設の所在する地域の想定震度に応じて保有すべき耐震性能(要求耐震性能)とを比較し、評価することとしている。

指針の骨格は、次のとおりである。

「指針の骨格」

1 対象施設の把握	防災拠点となる公共施設等の範囲、建築年次、規模・構造等について対象施設を把握
2 対象施設の用途面の分類	対象施設の災害応急対策上の役割に基づき、施設の重要度（用途）を分類
3 想定震度による分類	被害想定に基づき、対象施設の所在する地域の震度を把握
4 保有耐震性の把握	耐震診断を実施し、対象施設が保有している耐震性能を把握
5 要求耐震性能の目標設定	対象施設の重要度（用途）及び対象施設所在地の想定震度から対象施設が保有すべき耐震性能の目標設定
6 耐震性能の評価・分類	対象施設の保有耐震性能と要求耐震性能を比較し、対象施設の耐震性能を評価・分類
7 耐震改修等の優先度分類	対象施設の耐震性能の評価・分類に基づき、耐震改修等を優先的に実施すべき対象施設を選定・分類
8 耐震改修等整備順位の検討	特殊事情（建替え計画、費用対効果、耐震改修の技術的可能性等）を考慮しながら耐震改修等の整備順位を検討
9 耐震改修方法等の検討	耐震補強が原則。耐震改修の方法・予算等の検討
10 耐震改修整備計画の策定	対象施設の耐震改修等の整備年次、費用等の整備計画の策定

別図 地方公共団体の防災拠点となる公共施設等の耐震化の状況



(2) 耐震改修等の優先順位の決定

<別表>

耐震改修等の優先順位を決定するにあたっての考え方は、次のとおりである。

ア 耐震改修等の優先順位決定の骨格

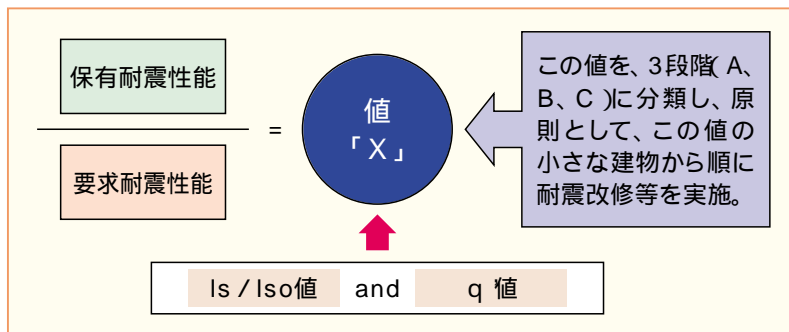
防災拠点となる公共施設等（対象施設）の耐震改修等の優先順位を決定するために、

「災害応急対策を実施する施設としての用途」

「対象施設の所在地に想定される地震動（想定震度）」

に応じて、

「対象施設の“構造体が保有すべき耐震性能（要



求耐震性能)”と

「“耐震診断によりその施設の構造体が保有している耐震性能（保有耐震性能)”とを比較し当該施設の耐震性能を評価する。（<別表>参照）

イ 要求耐震性能の求め方：表1参照

次の「(ア)」及び「(イ)」に応じて、対象施設の構造体が保有すべき耐震性能（要求耐震性能（評価割増係数））「ウ」を求める。

(ア)災害応急対策を実施する施設としての用途面の分類

対象施設を **類**、**類**、**類**の3段階に分類する。

(イ)対象施設の所在地に想定される地震動(想定震度)の分類

被害想定結果等に基づき、対象施設の所在地における想定震度を次の3段階に分類する。

(ア)震度6強以上

(イ)震度6弱

(ウ)震度5強以下

(ウ)要求耐震性能(評価割増係数)

対象施設に要求される耐震性能（評価割増係数）は次のとおりとする。

<表1>

区分		想定される地震動(想定震度)		
		特に強い地震動が想定される場合(震度6強以上)	強い地震動が想定される場合(震度6弱)	震度5強以下程度の地震動が想定される場合
施設としての用途	類	1.50	1.25	1.00
	類	1.25	1.25	Z(注)
	類	1.00	1.00	Z(注)

Z：地震地域係数で建設省昭和55年告示第1793号第1による（昭和62年改正建告第1918号）

ウ 耐震性能の評価の分類(値「X」の分類)：表2参照

対象施設の保有耐震性能と要求耐震性能を比較・評価し、次の3段階に分類する。

エ 耐震改修等整備優先順位の決定：表3参照

ウ耐震性能の評価の分類に基づき、原則としてA、B、Cの順に整備優先順位を定める。

<表2>

区分	要求耐震性能に対する保有耐震性能の充足度
要求耐震性能に対して保有耐震性能が著しく低い	A Is/Iso値0.50未満 又は q 値が0.50未満
要求耐震性能に対して保有耐震性能が低い	B Is/Iso値0.50以上かつq 値が0.50以上であって Is/Iso値が0.75未満又はq 値が0.75未満
	C Is/Iso値0.75以上かつq 値が0.75以上であって Is/Iso値が1.0未満又はq 値が1.0未満
保有耐震性能が要求耐震性能を上回っている	D Is/Iso値が1.0以上かつ q 値が1.0以上

<表3>

評価段階の区分	整備優先順位
(ア)要求耐震性能に対し、保有耐震性能が著しく低い	A 緊急に耐震改修等を実施する必要がある建築物のグループ
(イ)要求耐震性能に対し、保有耐震性能が低い	B 早急に耐震改修等を実施する必要がある建築物のグループ
	C 耐震改修等を実施する必要がある建築物のグループ
(ウ)保有耐震性能が要求耐震性能を上回っている	D 耐震改修等の必要はない

地方公共団体においては、この指針等を参考に防災拠点となる公共施設等の耐震改修整備計画を策定するとともに、地方単独事業により耐震改修事業を実施する場合には、「公共施設等耐震化事業」（財政措置（起債充当率90%、普通交付税の事業費補正算入率50%））等を積極的に活用し、計画的かつ効果的に耐震改修整備を推進願います。

なお、詳細につきましては、「**防災拠点となる公共施設等の耐震化推進検討報告書**」を御覧願います。

誘導灯・誘導標識について

建物の中において突然遭遇する火災...およそ多くの人は避難口を求めて慌ててしまうでしょう。それが旅先のホテルや初めて入ったデパート等の場所であればなおさらです。...そのような緊急事態に、私達を安全な場所まで導いてくれるのが「誘導灯」や「誘導標識」なのです。

「誘導灯」「誘導標識」は、建築物等において、直接地上に通じる出入口、直通階段（避難階段、特別避難階段）等の安全に避難できる場所を示す、またはその場所に安全に誘導することを目的としているもので、大きさや明るさに応じた応じた間隔で設置すること、一定の設置基準に基づいて適所に設置されています。

「誘導灯」「誘導標識」には下記のような種類があります。

誘導灯には、以下のものがあります。

避難口誘導灯
避難口又は直通階段の出入口などに有効に避難できる出入口等である旨を表示した緑色の灯火。
通路誘導灯
防火対象物又はその廊下、階段、通路その他避

難上の設備がある場所に設置する避難の方向を明示した緑色の灯火。また、設置する場所に応じて「室内通路誘導灯」「廊下通路誘導灯」及び「階段通路誘導灯」に区分される。

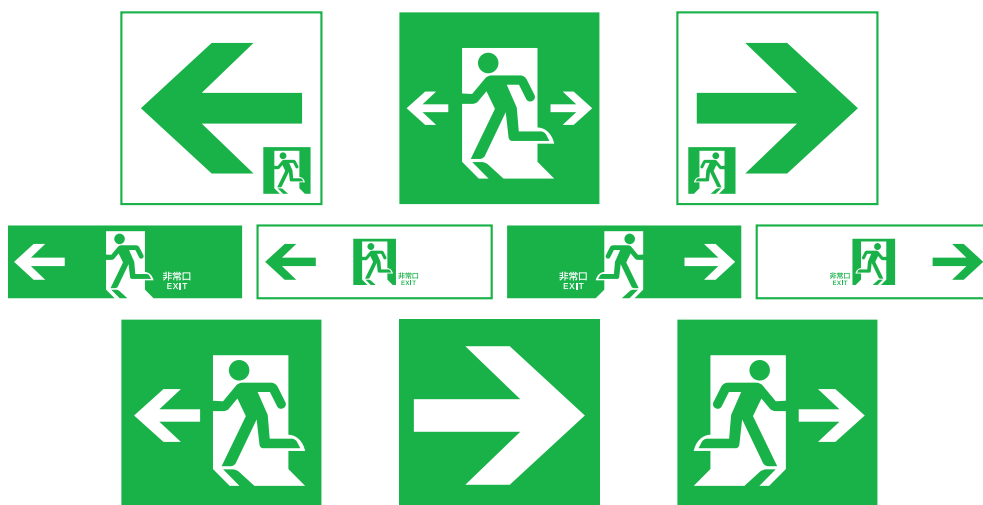
客席誘導灯

劇場等の客席の通路の床面を避難上有効な明るさに照らしている灯火。

また、誘導標識とは、屋内から直接地上に通ずる出入口及び廊下、避難階段への避難の方向又は避難口を表示した表示板のことで。

さらに、避難口誘導灯又は避難口に設ける誘導標識の場合は、緑地にシンボルを表示し、通路誘導灯又は廊下もしくは通路に設ける誘導標識の場合は、白地にシンボルを表示するというように色分けされています。「誘導灯」は非常電源を備えており、普段の電源が切れても、その緑の灯火は切れることなく避難場所を示してくれます。

建物の中に入ったら、万が一の場合に私達を助けてくれる彼らの居場所を、いつも気にして見るとともに、避難経路を確認しておくよう心がけてください。



少年少女消防クラブフレンドシップ2002 「自分で守ろう みんなで守ろう」

防災課

去る3月26日（火）全国から約500人の少年消防クラブ員等が、ニッショーホールに集まり、「少年少女消防クラブフレンドシップ2002」が開催されました。

少年消防クラブは、おおむね10歳以上15歳以下の少年少女により編成され、少年少女達が小さい頃から火についての問題を、身近な生活の中から見いだすことにより、火災の予防を図ることを目的とした組織です。

主な活動内容は、防火・防災に関する研究発表、ポスター等の作成・掲示、実地見学などです。なお、平成13年5月1日現在、全国で6,108組織、クラブ員約48万人、指導者約1万8千人が活動しています。

全国少年消防クラブ運営指導協議会（会長：消防庁長官）では、優良な少年消防クラブ及び指導者の活動等について、クラブ員や指導者の意識高揚とクラブ活動の活性化を図ることを目的に、昭和29年から毎年、優良少年消防クラブ及び指導者の表彰を行っています。平成12年度までに、優良な少年消防クラブとして1,210

団体、特に優良な少年消防クラブとして690団体、優良な指導者として633名を表彰しています。

今回の「少年少女消防クラブフレンドシップ2002」は、第1部「表彰式」、第2部「アトラクション」という構成で実施しました。

第1部「表彰式」では、消防庁長官から「特に優良な少年消防クラブ」（表彰旗）15団体、「優良な少年消防クラブ」（表彰楯）31団体、「優良な指導者」8名が表彰を受けた後、火災予防活動を顕著に行っている長野県の三本木部落児童会員が、受賞者代表の謝辞を述べました。

第2部「アトラクション」では、昭和24年に発足以来、都民と消防の架け橋として、演奏活動を通し防火・防災を呼びかけている東京消防庁音楽隊による演奏と「メッセージ～未来を担う、きみたちへ～」と題して、K-1選手の角田信朗氏より講演を行なっていただきました。

今回、この「少年少女消防クラブフレンドシップ2002」に参加した少年消防クラブの皆さんは、「自分で

守ろう みんなで守ろう」を合い言葉に、一人でも多くの仲間とともに日頃の活動にさらに励み、家庭や学校あるいは皆さんの住んでいる地域で、防火・防災の輪を広げていくリーダーとしての活躍が期待されています。

また、少年消防クラブの活動を充実していくためには指導者の方々の熱意が不可欠です。指導者の方々には、今後とも少年消防クラブの育成指導のほど、よろしくお願い致します。



「平成13年度消防団地域活動表彰式」及び 「2002年消防団シンポジウム」の開催結果の概要

消防課

1 平成13年度消防団地域活動表彰式

平成13年度消防団地域活動表彰式が、去る3月27日（水）11時00分からニッショーホール（港区虎ノ門）において、徳田正明日本消防協会会長、杉村哲也全国消防長会会長を来賓に迎え、盛大に挙行されました。

消防団地域活動表彰は、「地域に密着した平常時の活動について創意工夫をもって積極的に取り組み地域防災力の向上に寄与している消防団を表彰することにより平常時活動を推進する」という目的で本年度創設されたものです。



平成13年度消防団地域活動表彰受賞消防団

都道府県名	受賞消防団名	都道府県名	受賞消防団名
北海道	深川地区消防組合沼田消防団	滋賀県	彦根市消防団
青森県	青森市消防団	京都府	京都市山科消防団百々分団
岩手県	雫石町消防団	大阪府	高槻市消防団
宮城県	登米町消防団	兵庫県	加美町消防団
秋田県	大曲市消防団	奈良県	橿原市消防団
山形県	鶴岡市消防団	和歌山県	上富田町消防団
福島県	本宮町消防団	鳥取県	淀江町消防団
茨城県	藤代町消防団	島根県	横田町消防団
栃木県	足利市消防団	岡山県	日生町消防団
群馬県	藤岡市消防団	広島県	安芸津町消防団
埼玉県	所沢市消防団	山口県	小野田市消防団
千葉県	浦安市消防団	徳島県	徳島市消防団西富田分団
東京都	向島消防団	香川県	飯山町消防団
神奈川県	相模原市消防団	愛媛県	今治市消防団
新潟県	見附市消防団	高知県	高知市消防団
富山県	高岡市高岡消防団女性分団	福岡県	田川市消防団
石川県	内灘町消防団	佐賀県	唐津市消防団外町分団
福井県	勝山市消防団	長崎県	長崎市消防団
山梨県	増穂町消防団	熊本県	熊本市消防団
長野県	上田市消防団	大分県	大分市消防団賀来分団
岐阜県	国府町消防団	宮崎県	宮崎市消防団本部付分団
静岡県	富士市消防団	鹿児島県	隼人町消防団
愛知県	蒲郡市消防団	沖縄県	那覇市消防団
三重県	伊勢市消防団本部分団		

受賞消防団は、いずれも住民への防災訓練指導、青少年に対する防災教育、災害弱者に対する防災安全指導などの平常時活動への積極的な取り組みにより、地域住民からも高い評価を得ており、全国の模範となる47の消防団です。

表彰式では、石井隆一 消防庁長官の式辞の後、長官から受賞消防団を代表して福岡県田川市消防団に対し表彰状が授与され、受賞消防団を代表して茨城県藤代町消防団が謝辞を述べました。

2 2002年消防団シンポジウム

消防団は、地域の消防防災の中核として重要な役割を果たしていますが、その一方で、国民意識の変容、就業構造の変化などの社会環境の変化により、消防団員数の減少、被雇用者団員の増加などのさまざまな課題に直面しており、このような社会環境の変化に対応

した消防団活動や運営などの在り方についてのシンポジウムを去る3月27日(水)13時30分からニッショーホールにおいて開催しました。

シンポジウムは、石井隆一 消防庁長官のあいさつで幕を開け、社会環境の変化に対応した取り組みを行っている3つの消防団(神戸市西消防団神出支団の「コミュニティの変化と消防団」、京都市山科消防団百々分団の「住民環境の変化と消防団」、上田市消防団の「就業構造の変化と消防団」)の活動事例の紹介の後、伊藤和明 防災情報機構会長をコーディネーターに、池上三喜子

市民防災研究所理事、タレントの清水國明氏、穴田勝進 神出防災福祉コミュニティ会長、高野薫 京都市百々小学校校長、矢島康夫 上田市消防団副団長をお迎えして、丸山浩司 消防庁消防課長を含めた7人により、「変動する社会環境とこれからの消防団を考える」をテーマとしてパネルディスカッションを開催しました。



消防団員に対する乙種消防設備士試験及び丙種危険物取扱者試験に係る特例の概要

消防課

1 はじめに

本年1月に消防法施行規則の一部を改正する省令（平成14年総務省令第3号）及び危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令（平成14年総務省令第4号）が公布され、消防団員に対する乙種消防設備士試験及び丙種危険物取扱者試験に係る特例に関する事項について平成14年7月1日から施行されることとなりました。

消防団員の資格取得は、個々の消防団員の励みとなり、消防団の活性化に資することとなるとともに、消防団員が、新たに取得した資格を活用し、消防防災活動や地域交流活動を行うことにより、更に高度な活動の展開に資するものと期待されます。

ここでは、新たに創設された乙種消防設備士試験及び丙種危険物取扱者試験に係る特例に関する事項について紹介します。

2 具体的な事業概要

(1)特例措置対象者

危険物取扱者（丙種）

消防団員歴5年以上で消防学校における普通教育又は専科教育の警防科を修了した者

消防設備士（乙種第五類・第六類）

消防団員歴5年以上で消防学校における専科教育の機関科を修了した者

(2)具体的特例措置の内容

次のとおり、資格取得試験の一部科目を免除する危険物取扱者（丙種）

燃焼及び消火に関する基礎知識（5問）……免除
消防設備士（乙種第五類・第六類）

機械、電気に関する基礎的知識（5問）……免除
実技試験（5問）……免除

(3)資格取得により行える作業等

危険物取扱者（丙種）

: ガソリン、灯油、軽油等の取扱作業

消防設備士

(乙種第五類): 金属製避難はしご、救助袋、
緩降機の整備又は点検

(乙種第六類): 消火器の整備又は点検





長崎県 県央地域広域市町村圏組合消防本部

「歴史と文化、近代産業の調和した 県央地域広域市町村圏組合」

県央地域広域市町村圏組合消防本部は、長崎県本土のほぼ中央に位置し、2市10町（諫早市、大村市、多良見町、高来町、小長井町、飯盛町、森山町、愛野町、吾妻町、千々石町、小浜町、南串山町）人口約27万人、総面積約580km²を管轄する消防本部です。

各構成自治体を簡単に説明しますと、国指定重要文化財の眼鏡橋周辺に咲き誇る「つつじ」と諫早湾の「ムツゴロウ」、「のんのこ皿踊り」の諫早市。キリシタン大名大村純忠、全国桜百選（大村桜）の地、世界初の海上空港（長崎空港）のある大村市。甘～い伊木力みかんの多良見町。広大な山茶花高原の小長井町。全国名水百選（轟溪流）の地の高来町。300年以上の伝統があり長崎県の無形民俗文化財に指定されている「田結浮立」の飯盛町。諫早湾干拓による田園と唐比湿地公園・唐比海岸の森山町。ジャガイモ名産地の愛野町。新観光百選（和牛、乳牛が放牧されている「放牧の里あづま」）の吾妻町。日本自然百選、白砂青松百選の千々石町。四季折々の美しさを誇る国立公園雲仙と小浜温泉の小浜町。「ジャガイモの里とレタスが特産の南串山町等それぞれの特徴を持った自治体で構成されています。当消防本部は、昭和47年に発足し1本部、3消防署（諫早署、大村署、小浜署）6分署（高来、多良見、飯盛、西諫早、愛野、宮小路）1分駐所（雲仙）1派出



民間救命ステーション普通救命講習会

長崎県 県央地域広域市町村圏
組合消防本部

消防長 **是成 正克**



所（有喜）で組織され現在に至っております。

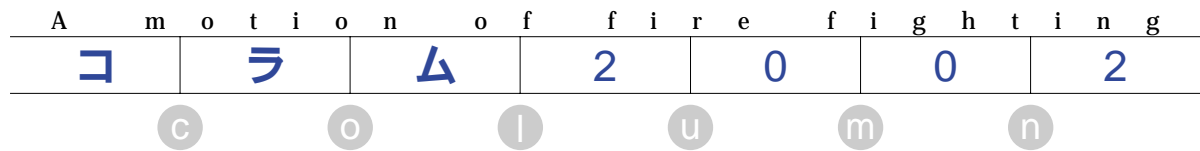
平成13年にはホームページを開設して住民向け消防情報の提供サービスを実施すると共に、いわゆるITに対する取り組みとして本年度は消防本部のみ「ラン」によるデータの共有を予定しており、将来的には市町村合併を踏まえ市町村を加えた「ラン」によるインターネット構築を計画しています。

当消防本部は警防、救助面の充実と平行して救急面でも力を入れており、各種救命講習はもちろんのこと、管内にある国立病院長崎医療センター救急担当医の熱心な指導を受け、定期的な救急隊員研修やガソリンスタンド等を対象にした民間救命ステーション認定制度の発足など多種多岐に渡り活発な活動を行っています。人事面では、退職者補充要員として採用した新規職員の初任教育期間中の消防力の低下を補うため、本年度から職員の前倒し採用を実施しております。

さらに予防面でも航空機を利用した火災予防広報や夜間でも「火の用心」を訴えるため電飾看板の設置、婦人防火のつどい、ちびっ子防火大会など多種多様な火災予防の催し物を開催しながら、地域住民との密接なつながりを持ち、住民の安全と安心を保持し、新世紀での新たな防災体制の確立と防災拠点作りに邁進しています。



ちびっ子防火大会



「 防 火 標 語 」

『消す心 置いてください 火のそばに』

これは平成14年度全国統一防火標語です。全国統一防火標語は、広く防火意識の普及啓発を図る事を目的に、総務省消防庁と 日本損害保険協会の共催で、昭和40年（1965年）より一般から募集し決定しています。

防火標語といって思い浮かぶ言葉に「火の用心」があります。「火の用心」という言葉は、火災予防の合言葉として広く使われており、古くは「火之用心」や「火之要領」と表記していました。

「火の用心」という言葉が防火広報的に使われた歴史は、慶安元年（1648年）に町民に対して次のようなお触れ書きが出されたときといわれています。

『町中の者は交代で夜番すべし。月行

事はときどき夜番を見回るべし。店子たちは各々火の用心を嚴重にすべし』

この後、消防用蒸気ポンプが開発された明治時代には『ポンプ百より用心ひとつ』、関東大震災後の大正時代には『火事だ地震だ まず消せ火種』、昭和時代の戦時中は『火事は身の損、国の損』、戦後の物資が不足した時代には『火の手に渡すな衣食住』といったように時代背景、社会情勢を反映して様々な防火標語が生まれています。

平成14年度全国統一防火標語は、全国から37,290点にのぼる応募作品の中から選考されました。火災予防意識の高揚を図るため、火災予防運動ポスターやパンフレット等により広く火災予防のPRに活用されます。

過去5年間の全国統一防火標語

平成13年度	たしかめて。火を消してから 次のこと
平成12年度	火をつけた あなたの責任 最後まで
平成11年度	あぶないよ ひとりぼっちにした その火
平成10年度	気をつけて はじめはすべて 小さな火
平成9年度	つけた火は ちゃんと消すまで あなたの火

参考文献：新・消防雑学事典 東京連合防火協会発行
協 力： 日本損害保険協会

危険物安全週間

危険物保安室

1 目的

石油類をはじめとする危険物は、自動車・スト・ブ・ボイラなどの燃料や、プラスチック・塗料などの化学工業製品の原料などとして幅広く使用されており、現代の私たちの生活を支えてくれる非常に便利なものとなっています。

しかし、これらの危険物は、取扱いを誤ると火災・爆発を引き起こす可能性が高く、多くの生命や財産を一瞬にして奪ってしまう危険なものでもあることから、危険物を取り扱う際には細心の注意をもって臨み、その安全確保に努めなければなりません。

危険物に係る事故は、管理不十分や誤操作などの人的な要因により発生しているものが多く、こうした事故の発生を未然に防止するためには、危険物の取扱いに従事する方々の保安に対する意識の高揚や、各事業所における自主保安体制の確立が不可欠なものとなっています。

このため、消防庁では、毎年6月の第2週を「危険物安全週間」とし、危険物関係事業所に対して保安の確保を



(本巢消防事務組合消防本部 提供)

呼びかけるとともに、広く国民の方々に対して危険物に対する理解を深めていただくよう努めています。

2 期間

平成14年6月2日(日)から6月8日(土)

3 実施団体

消防庁、都道府県、市町村、全国消防長会、全国危険物安全協会、危険物関係諸団体

4 実施方針

国、都道府県、市町村、全国危険物安全協会(都道府県危険物安全協会連合会、地区危険物安全協会)、その他関係団体の緊密な協力により、危険物の保安の確保に関する広報等を行うとともに、危険物安全週間の趣旨に沿って各地域で行事を実施します。

5 危険物安全週間推進標語

危険物 小さな油断も イエローカード

6 危険物安全週間推進ポスターモデル

フィリップ・トルシエ氏(サッカー日本代表チーム監督)

この「危険物安全週間」を通じて、危険物の取扱いに従事する方々をはじめ、多くの方々が危険物に対する理解を深め、事故のない、安全で豊かな社会を築いていきましょう。

(1) 実施の重点

- ア 危険物施設における保安体制の整備促進
 - (ア) 立入検査の集中的実施
 - (イ) 自主保安体制の推進強化
 - (ウ) 移動タンク貯蔵所等の事故防止対策の徹底
 - (エ) 給油取扱所(セルフスタンド)における安全管理の徹底
 - (オ) 屋外タンク貯蔵所からの漏えい事故防止対策の徹底
- イ 危険物に関する知識の啓発普及
 - (ア) 危険物安全週間の趣旨の徹底
 - (イ) 講演会、研修会等の開催
 - (ウ) 危険物取扱者等への指導
- ウ 危険物保安功労者の表彰

(2) 実施する行事等

- ア 講演会、研修会等の開催
- イ 危険物の安全に関する標語等の募集
- ウ 新聞、テレビ、ラジオ、雑誌、広報紙等を通じた危険物の保安の確保の重要性に関する広報、啓発活動の実施
- エ 危険物についてのパンフレット等の配布
- オ 全国の消防機関による危険物関係事業所等に対する査察の実施
- カ 危険物関係事業所等の自衛消防組織等による消防訓練の実施
- キ 危険物保安功労者の表彰
- ク 優良危険物関係事業所の表彰
- ケ その他

住宅防火対策の推進

〈住宅用防災機器の設置・防災品の普及促進〉

予防課

住宅火災における死者(放火自殺者等を除く)は、建物火災による死者の約9割を占めており、そのうち65歳以上の高齢者が半数以上となっています。今後の高齢社会の進展とともに、住宅火災による死者が急増することが懸念されます。住宅を火災から守るためには、日頃からの火災予防の心がけとともに、住宅用防災機器の設置や防災品を使用することがとても効果的です。

そこで、火災の出火防止、早期発見、初期消火、延焼防止の対策に適應する住宅用防災機器や防災品についてまとめてみました。

1 火災を出さない!

火気を使用する器具からの火災は、ほとんどが取扱いの不適や不注意によるものですが、こんろによる火災では、出火原因の70%以上が「消し忘れ」によるものであり、また、ストーブによる火災では、出火原因の30%以上が「可燃物の接触・落下」によるもので占めています。近年は、技術の向上により出火防止のため様々な安全装置の付いた暖房器具・調理器具が普及しており、これらの器具を利用することは出火防止に極めて有効です。

2 火災を早く知る!

住宅火災では、就寝中に火災に気付かず結果的に逃げ遅れることにより死者を出した事例が多く見られます。こうした「逃げ遅れ」を防止するための住宅用防災機器として、煙や熱を自動的に感知して警報音で知らせる住宅用火災警報器があります。火災に早く気付くことは、避難や消防機関に通報したり、初期消火や近所への助けを求めるといった行動が迅速にできることから、住宅用火災警報器の設置は、住宅火災による死者の大幅な低減に大きく寄与するものと考えられます。なお、住宅用火災警報器は、比較的安価であるとともに、ドライバー1本で簡単に取付けることができます。また、従来主流であった乾電池を使用したものは電池切れとなり、いざというとき作動しないことが問題点でしたが、現在この点を解決したAC電源から電力を供給する、天井コンセント(専用接続具)を用いた脱着型のものを普及促進しています。

3 火災を早く消す!

火災による被害を最小限にするために、火災を初期段階で消火する消火器は、もっとも基本的な消火機器であり、住宅にふさわしい消火器としては、外観のみの点検で機能の維持を図ることが可能な住宅用消火器があります。その消火作用や可燃物の燃焼性状を考慮し、また主婦、高齢者等を含む使用者の体力状況、台所、居間等の設置場所の状況を踏まえ、「消火器等推奨基準」が策定されていますので、消防署や販売店に相談し、住宅用消火器やエアゾール式簡易消火具を設置しましょう。そして、いざというとき効果的に使用するため、日頃より、防災訓練等で実際に使用方法の訓練しておくことが大切です。

その他、住宅用消火機器としては、火災による熱を感知して自動的に消火する住宅用スプリンクラー設備、住宅用自動消火装置、レンジ用自動消火装置などがあります。これらの機器は、火災が発生すると自動的に消火を行うことから、取扱い訓練等の必要もなく、特に、高齢者、身体障害者等のいる家庭で設置することを薦めます。

4 火災を拡大させない!

住宅火災による死者の内、「逃げ遅れ」の次に多いのが「着衣着火」であり、寝具類や衣類などに防災性能を有するものを使用することで、こうした危険を減らすことができます。

また、火災が発生した際に、急激に火が拡大することを防止するために、カーテン、じゅうたんなど家庭の燃えやすい繊維製品に防災性能を有するものを使用することが効果的です。さらに、車のボディカバーなどに防災品を使用することは、放火火災の防止にもつながります。

ただし、ここで注意していただきたいのは、防災品はあくまで「燃えにくい」ものであって、全く燃えないものではないということです。

住宅火災から命を守るため、ここで紹介した住宅用防災機器や防災品を積極的に設置、使用してください。「住宅用防災機器を設置しているから、防災品を使用しているのだから大丈夫」と安心せず、日頃の住宅防火対策の心がけをおろそかにしないようにしましょう。

火遊びによる火災の防止

予防課

平成12年中の「火遊び」による火災は2,338件と前年に比べ84件増加しています。これを発火源別でみると、「ライター」によるものが最も多く1,218件、次いで「マッチ」によるものが303件となっています。

子供の火遊びによる火災は、大人がいない時や人目につきにくい場所で発生することが多く、このために火災の発見が遅れたり、初期消火が困難になるなどして火災が大きくなることがあります。

もし火災が発生したら、真っ先に危険にさらされるのは幼い子供たちであることから、子供の火遊びで「まさか」ということにならないためにも、親や周囲の大人が次のような点に注意を払うとともに、日頃から子供たちに火の恐ろしさや火災予防の大切さを教え、理解させておきましょう。

(1) マッチやライターなどは、子供の手の届くところに置かないようにしましょう。

子供の火遊びを防ぐ最良の方法は、簡単な操作で着火するマッチやライターなどを子供の手の届かない場所へ置くことです。

(2) 子供だけでは火を取り扱わせないようにしましょう。

子供は、たとえ火の取扱いができて火の持つ危険性を十分に理解することはできず、火の適切な取扱いは期待できません。花火やたき火をする時には、必ず大人が立ち会いましょう。

(3) 子供だけを残して外出することを避けましょう。

子供（特に幼児）だけを残して外出することは避けなければなりません。止むを得ず子供だけを残して外出する時には、ガスこんろ、ガストーブ等の元栓を閉めるなど火気使用器具を容易に火が付かないようにするのは勿論のこと外出時間もできるだけ短くしましょう。

(4) 子供が火遊びをしているのを見かけたら、注意してやめさせましょう。

子供は、火遊びにスリルと興奮を覚えるもので、エスカレートしていくとその頻度も増え、行動も危険なものとなります。このような危険性を早期に防ぐためにも、子供の火遊びを見つけたら、必ず厳しく注意し、やめさせましょう。

(5) 子供に火の恐ろしさ、正しい火の取扱いについて教えましょう。

子供が火に対して興味を示すのは自然なことです。火に関心を持つようになったら、火の恐ろしさを十分理解させるとともに、その正しい取扱い方法について教えていきましょう。

火遊びによる火災の損害状況

区分	単位	火 遊 び		
		平成12年	平成11年	増 減 数
出火件数	件	2,338	2,254	84
うち 建物火災		983	1,062	79
林野火災		149	163	14
車両火災		40	44	4
船舶火災		2	2	0
航空機火災		0	0	0
その他の火災		1,164	983	181
主な経過(発火源)別出火件数	件	ライター 1,218 マッチ 303 花火 84	ライター 1,184 マッチ 321 花火 76	34 28 8
建物焼損床面積	m ²	28,146	30,674	2,528
建物焼損表面積	m ²	2,998	3,840	842
林野焼損面積	a	1,499	693	806
損害額	万円	246,051	278,452	32,401

(平成13年版消防白書より)

災害弱者対策の推進

防災課

「災害弱者」とは、災害に対処するにあたって何らかの障害を持つ人々を意味し、

- ・自分の身に危険が差し迫った場合、それを察知する能力が無い、または困難な者
- ・自分の身に危険が差し迫った場合、それを察知しても適切な行動をとることができない、または困難な者
- ・危険を知らせる情報を受け取ることができない、または困難な者
- ・危険を知らせる情報を受け取ることができても、それに対して適切な行動をとることができない、または困難な者のように、定義されます。

具体的には「心身障害者」や「傷病者」を始め、体力的に衰えのある「高齢者」、また日常的には健常者であっても理解力・判断力が乏しい「乳幼児」や日本語の理解が十分でない「外国人」、さらに一時的なハンディキャップを負う者として「妊婦」や該当地域の地理に疎い「旅行者」などが考えられます。

年齢階層別に同階層の人口10万人当たりの死者発生数を見ると、年齢層が高くなるに従って、著しく増加しており、81歳以上の階層では、最も低い16歳から20歳の階層に比べ約52倍となり、5歳以下の乳幼児の死者発生数は、16歳から20歳の階層と比べると約5倍となっています。

また、長期にわたる避難生活が続くと、視覚・聴覚・肢体が不自由な方、外国人等、災害対応に障害を持つ人それぞれに、個別の多様なニーズが現れます。

このような災害弱者に対する対策は、既に各地方公共団体等において、様々な取り組みや検討がなされているところであります。以下、その一例を紹介すると、

- ・高齢者の方々へボタンひとつで通報することができる装置の配布
- ・社会福祉協議会、警察署、消防署の三者が協力して、高齢者対策を実施する組織の発足
- ・ホームヘルパー、保健婦等が高齢者宅を訪問し、住宅防火指導を実施する住宅防火協力員

制度の創設

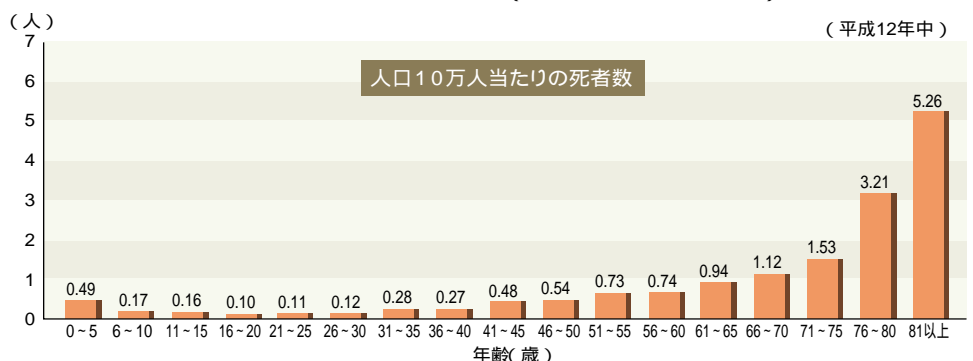
- ・視覚障害者宅への情報伝達用ファクシミリの貸与
 - ・視覚障害者世帯への声の防災の手引き(カセットテープ)の配布
 - ・外国語の防災啓発用パンフレットの作成
 - ・案内板等の外国語表示
 - ・災害時に使う外国人のための日本語マニュアルの作成
 - ・公共施設等のバリアフリー化
- といったものがみられます。

災害弱者の防災対策については、地方公共団体とコミュニティが一体となって、きめ細かな配慮をすることが重要です。

全国の多くの地域に、「自分たちの地域は自分たちで守ろう」という連帯意識に基づき結成された自主防災組織やボランティア団体の方々が大勢おられます。効果的な災害弱者対策を推進するため、日常的に地域に密着し、詳細な情報を共有し、組織的な行動がとれる体制を有しているこれらの団体と行政が互いに連携・活動することに、大きな期待がかけられています。そして、これらの活動は地域の理解と協力があってこそ、最大限の効果が発揮できます。

高齢者や障害を持つ人々を災害から守るためには、地域住民一人ひとりの日頃からの心がけと災害時の適切な行動が必要です。このためにも、住民の皆様にはそれぞれの地域で実施される防災訓練や講習会等に積極的に参加して、防災知識や技術の習得に努めるとともに、災害時に、手助けの必要な人がご近所にどれだけおられるのか、考えてみてはいかがでしょうか。

住宅火災における年齢階層別死者発生状況(放火自殺者等を除く)



(注)人口は、平成12年国勢調査(総務庁統計局)による。

石油コンビナート災害の防止

特殊災害室

石油コンビナート等災害防止法は、岡山県水島における製油所の重油流出等、石油コンビナート地帯で昭和40年代に災害が頻発したことを契機として、大量の石油又は高圧ガスが集積している地域を石油コンビナート等特別防災区域に指定し、この区域に係る災害の発生及び拡大の防止等のための総合的な施策の推進を図ることを目的として昭和51年6月に施行されました。

制定からこれまでの間の石油コンビナート等特別防災区域における災害の発生状況をみると、昭和51年の157件をピークに減少傾向にありましたが、平成6年以降増加に転じ、依然として発生件数は多い状況にあります。

平成12年中には、82件の事故が発生していますが、管理不十分や確認不十分などの人的要因による事故が約7割を占めており、過去3年間を見ても同様の傾向にあります。このようなヒューマンエラーを防止するために各種取り組みを強化するとともに、万が一災害が発生した場合においてもその拡大を防止するために万全な措置を講ずることが必要です。特定事業者は、自らの防災体制が十分なものであるか、今一度点検を行いましょう。

1 特定防災施設等の点検実施及び適正な維持管理

流出油等防止堤、消火用屋外給水施設等については、日頃から破損、亀裂、変形、損傷、著しい腐食等がないかどうかを確認し、常に機能が十分に発揮できるよう維持管理することが大切です。

2 防災資機材等の点検実施及び適正な維持管理

自衛防災組織等に備え付けられている大型化学消防車等の防災資機材等は、万が一火災などの災害が発生した際にその能力が十分に発揮されることが求められますので、適正に維持管理することが必要です。

このためには、日常の始業点検はもとより、点検整備マニュアル等に基づき定期的な点検を励行し、適正な補修等に努めることが大切です。

また、発生した災害が拡大し、防災活動が長時間に及ぶ場合に備えるため、防災資機材等に係る支援要請等について、予め近くの特設事業所と応援協定等を締結しておくことも必要です。

3 防災要員の教育訓練の実施

石油コンビナート災害に対処する防災要員には、専門的知識及び実践的防災活動技術が求められています。

しかし、過去の災害事例からは、防災資機材、消火設備等の操作ができなかったり、また、操作を誤ったために、迅速かつ的確な防災活動ができず、災害が拡大したことも報告されています。

これらの知識又は技術は、教育訓練、さらには実際の災害対応活動経験を通じて身につけるものですが、実際に災害を経験することは少ないと思われるので、特定事業者におかれましては、教育訓練をより一層充実すること等により、防災要員の能力の維持及び向上を図っていくことが大切です。

< 過去3年間の事故件数及び事故要因 >

		平成10年中	平成11年中	平成12年中
事故件数(件)		74	91	82
内訳	人的要因	68.9%	61.5%	70.7%
	物的要因	20.3%	27.5%	29.3%
	その他(不明等)	10.8%	11.0%	-

人的要因：管理不十分、確認不十分、誤操作等

物的要因：腐食等劣化、破損、故障

バーチャルミュージアム 消防防災博物館 ホームページの開設

～ 4月1日からバーチャル体験が可能に～

総務課

消防科学総合センターでは、インターネット上にバーチャルの消防防災博物館を構築する事業を進めておりましたが、4月1日に開設の運びとなりました。

開設後も、新着情報で頻繁にリニューアルをしていく予定ですので、是非、一度ご覧ください。

(ホームページ: <http://www.bousaihaku.com>)

掲載内容

1 Museum (博物館)

(1) 消防ゾーン

昔の消防ポンプや火の見櫓からガンダム消防ロボットまで、これを見れば「消防もの知り博士」になれるような情報を提供しています。

(2) 防災ゾーン

安全なまちづくりに関する優れた取組み、各地の防災センター案内及び防災基礎知識など役に立つ情報を提供しています。

2 Gallery (ギャラリー)

珍しい世界の消防切手、広重の描いた江戸火消しの浮世絵、安政大地震の錦絵をご覧ください。

3 その他のゾーン

「懸賞コーナー」・「消防車消火ゲーム」・「防災占い」など大人も子供も楽しめます。

バーチャルミュージアムホームページ (<http://www.bousaihaku.com>)



3月の主な通知

発番号	日付	あて先	発信者	標 題
消防消第44号	平成14年3月5日	各都道府県消防主管部長	消防庁消防課長	119番通報の受信時における対応について
消防危第36号	平成14年3月8日	各都道府県知事	消防庁長官	平成14年度「危険物安全週間」の実施について
消防予第86号	平成14年3月19日	各都道府県消防主管部長	消防庁予防課長	「消防法施行規則の規定に基づき、消防用設備等の種類及び点検内容に応じて行う点検の期間、点検の方法並びに点検の結果についての報告書を定める件」等の改正について
消防危第39号	平成14年3月20日	各都道府県消防主管部長	消防庁危険物保安室長	自動車給油口における静電気防止対策について(依頼)
消防危第43号	平成14年3月22日	各都道府県消防防災主管部長	消防庁危険物保安室長	「行政手続の公正及び透明性の確保に関する調査結果に基づく勧告」に基づく処分基準の設定等について
消防危第44号	平成14年3月22日	各都道府県消防防災主管部長	消防庁危険物保安室長	「消防法等に関する行政手続法施行上の留意事項について」の一部改正について
消防災第32号	平成14年3月22日	各都道府県消防防災主管部長	消防庁防災課長	林野火災に対する警戒の強化について(通知)
消防消第55号	平成14年3月25日	各都道府県知事	消防庁長官	消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行について(通知)
消防消第56号	平成14年3月25日	各都道府県知事	消防庁次長	市(町村)非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例(例)の一部改正について
消防消第57号	平成14年3月25日	各都道府県知事	消防庁次長	市(町村)消防団員等公務災害補償条例(例)の一部改正について
消防危第45号 消防特第30号 14保安第5号	平成14年3月27日	関係道府県消防防災主管部長 関係道府県高圧ガス保安法 担当部長	総務省消防庁予防課 危険物保安室長 総務省消防庁防災課 特殊災害室長 経済産業省原子力安全・ 保安院保安課長	石油コンビナート等災害防止法の規定に基づく新設等の届出に係る第一種事業所又はその施設に係る消防法又は高圧ガス保安法の規定に基づく許可申請の受理について
消防危第49号	平成14年3月29日	各都道府県消防主管部長	消防庁危険物保安室長	製造所等において行われる変更工事に係る取扱いについて
消防震第6号	平成14年3月29日	各都道府県消防防災主管部長	消防庁震災対策室長	防災拠点となる公共施設等の耐震改修整備の推進について

消防庁人事

平成14年3月31日付

氏名	新	旧
武田 文男	出向(総務省大臣官房付へ)	総務課長
清矢 守	出向(総務省大臣官房付へ)	予防課長
坂野 恵三	出向(総務省大臣官房付へ)	救急救助課長
寺村 映	辞職(静岡県総務部防災局技監へ)	予防課危険物保安室長
有賀雄一郎	長官付 辞職 (東京消防庁消防学校副校長兼消防学校校務課長事務取扱へ)	総務省大臣官房付
本田 勉	長官付 出向(総務省大臣官房付へ)	独立行政法人消防研究所総務課長
岸野 誠一	長官付 辞職(危険物保安技術協会総務課長へ)	救急振興財団救急救命東京研修所総務課長
児玉 重敏	出向(総務省大臣官房付へ)	総務課政策評価広報官 併任 総務課理事官
篠田 信哉	出向(総務省大臣官房秘書課課長補佐へ)	総務課主幹・総務課会計監査専門官事務取扱
齋藤 景子	辞職(消防団員等公務災害補償等共済基金企画課へ)	総務課
鈴木 清	出向(総務省大臣官房秘書課課長補佐へ)	消防課課長補佐
山崎 剛	辞職(茨城県生活環境部消防防災課係長へ)	消防課職員第一係長 併任 消防課職員第二係長 併任 消防課教養係長
奥野 敏勝	辞職(東京消防庁丸の内消防署副署長へ)	予防課危険物保安室課長補佐
白石 暢彦	辞職(大阪市消防局予防部査察担当課長へ)	予防課危険物保安室課長補佐
久保 竜夫	辞職(横浜市消防局予防部指導課へ)	予防課危険物保安室

澤田 史朗	出向（総務省大臣官房秘書課課長補佐へ）	防災課防災情報室課長補佐 併任 防災課課長補佐
松本 則夫	出向（総務省大臣官房付へ）	消防大学校庶務課長
塩見 寛	出向（総務省大臣官房秘書課課長補佐へ）	消防大学校教授
橋本 敬	辞職（危険物保安技術協会業務企画部業務課へ）	消防大学校助教授

平成14年4月1日付

氏名	新	旧
丸山 浩司	総務課長	消防課長
三好 勝則	消防課長	総務省大臣官房付
小林 恭一	予防課長	静岡県総務部防災局技監
吉崎 賢介	救急救助課長	総務省大臣官房付
小暮 純也	併任 参事官	総務省大臣官房企画官
木原 正則	予防課防火安全室長	予防課企画官・予防課違反処理対策官事務取扱
梅原 直	予防課危険物保安室長	防災課防災情報室長
兵谷 芳康	出向（総務省自治税務局固定資産税課資産評価室長へ）	防災課広域応援対策官 併任 消防課
大庭 誠司	防災課広域応援対策官 併任 消防課	総務省大臣官房付
佐々木克樹	防災課防災情報室長	総務省大臣官房付
秋田谷 誠	出向（総務省自治財政局財務調査官へ）	防災課震災対策室長
藤田 萬豊	防災課震災対策室長	総務省大臣官房付
竹内 雅彦	総務課政策評価広報官 併任 総務課理事官	総務省自治行政局自治政策課理事官
飯塚 謙二	長官付 出向（独立行政法人消防研究所総務課長へ）	総務省自治行政局福利課数理官
鈴木 稔郎	総務課主幹・総務課会計監査専門官事務取扱	総務省自治財政局地方債課主幹
山澤 謙一	総務課広報係長 併任 総務課企画係長	総務省自治財政局調整課企画係長
池田 隆雄	総務課会計第一係長 併任 総務課会計第二係長	総務省大臣官房政策評価広報課情報公開渉外第二係長
目貫 誠	出向（総務省自治財政局調整課企画係長へ）	総務課
砂田 泰主	総務課	総務省大臣官房秘書課
和田 雅晴	出向（総務省自治税務局都道府県税課へ）	総務課
櫻井 泰典	総務課	総務省大臣官房秘書課
森中 高史	併任 総務課	総務省大臣官房秘書課
長谷川大輔	総務課 出向（独立行政法人消防研究所総務課へ）	総務省大臣官房秘書課
高殿 真也	出向（総務省自治財政局公営企業課地域企業経営企画室へ）	総務課
田村美代治	総務課	総務省大臣官房秘書課
吉田 圭二	総務課	総務省大臣官房秘書課
齋藤 聡	出向（総務省自治行政局選挙部選挙課へ）	総務課
萩原 良智	出向（総務省自治税務局固定資産税課へ）	総務課
酒井 航	総務課	総務省大臣官房秘書課
津曲 俊明	総務課	総務省大臣官房秘書課
大平 正治	出向（総務省大臣官房会計課課長補佐へ）	消防課理事官
松下 博美	消防課理事官	総務省大臣官房付
加藤 主税	消防課課長補佐	総務省大臣官房秘書課課長補佐
高橋 克尚	出向（総務省自治財政局財務調査課主幹へ）	消防課主幹
清田 義知	消防課主幹	総務課広報係長 併任 総務課企画係長
山田 裕之	消防課職員第一係長 併任 消防課職員第二係長 併任 消防課教養係長	横浜市消防局港北消防署
矢部 祐介	出向（総務省自治行政局行政課管理審査専門官付人事係長へ）	消防課消防団係長
金子 一夫	消防課消防団係長	総務省大臣官房会計課
北畑 太一	出向（総務省自治財政局財政課へ）	消防課
常木 孝浩	消防課	総務省大臣官房秘書課
庄慶 浩一	予防課課長補佐 併任 防災課課長補佐	兵庫県企画管理部防災局消防課係長
池松 英浩	予防課防火安全室課長補佐 併任 予防課危険物保安室課長補佐	予防課課長補佐 併任 予防課危険物保安室課長補佐
田中 聖也	併任 予防課防火安全室課長補佐	予防課課長補佐
金子 孝	出向（総務省自治税務局市町村税課主幹へ）	予防課主幹 併任 予防課危険物保安室主幹 ・予防課行政係長事務取扱
浦船 利幸	予防課主幹 併任 予防課防火安全室主幹 併任 予防課危険物保安室主幹・予防課行政係長事務取扱	総務省自治行政局選挙部管理課選挙管理第一係長

白水 伸英	併任 予防課防火安全室	予防課
石坂 敏明	予防課防火安全室課長補佐	東京消防庁杉並消防署警防課長
滝 明	予防課防火安全室制度係長・予防課違反処理対策官心得	消防大学校助教授
白銀 武郎	予防課防火安全室企画調整係長	予防課企画調整係長
佐藤 敦	予防課防火安全室予防・調査係長	予防課予防・調査係長
守谷 謙一	予防課防火安全室	予防課
澤熊 輝力	予防課防火安全室	京都市消防局中京消防署
新行内俊男	予防課危険物保安室課長補佐	東京消防庁江戸川消防署予防課長
渡辺 剛英	予防課危険物保安室課長補佐	救急救助課国際協力専門官 併任 救急救助課国際協力係長
西 晴樹	出向（独立行政法人消防研究所基盤研究部消防機械研究グループへ）	予防課危険物保安室危険物第一係長 併任 予防課危険物保安室危険物判定係長
中本 敦也	予防課危険物保安室危険物第一係長	自治体国際化協会総務部主査
山口 克己	予防課危険物保安室危険物第二係長 併任 予防課危険物保安室企画調査係長	予防課危険物保安室危険物第二係長 併任 予防課危険物保安室化学火災係長
橋本 仁司	予防課危険物保安室危険物判定係長	大阪市消防局旭消防署
長田 喜裕	防災課防災第一係長 併任 防災課防災第二係長	大阪府土木部土木総務課
秀嶋 善雄	防災課防災情報室課長補佐 併任 防災課課長補佐	総務省大臣官房秘書課課長補佐
児山 文一	出向（独立行政法人消防研究所総務課主査へ）	防災課防災情報室情報管理係長
山口 篤行	防災課防災情報室情報管理係長	総務課会計第一係長 併任 総務課会計第二係長
笠井 健司	併任解除	防災課震災対策室企画係長 併任 防災課震災対策室計画係長 併任 防災課震災対策室事業係長
丸山 隆志	防災課震災対策室計画係長 併任 防災課震災対策室事業係長	総務省関東管区行政監察局第一部管区副監察官
山中日出男	出向（総務省自治税務局固定資産税課へ）	防災課震災対策室
小野 秀明	出向（文部科学省科学技術・学術政策局原子力安全課原子力規制室核物質防護官へ）	防災課特殊災害室課長補佐
塩谷 映雄	防災課特殊災害室課長補佐	神奈川県防災局工業保安課副技幹
大嶋 文彦	防災課特殊災害室原子力災害係長	内閣府原子力安全委員会事務局管理環境課総括係長
渡邊 康之	併任解除	防災課特殊災害室企画係長 併任 防災課特殊災害室原子力災害係長
茂原 伸幸	出向（総務省自治行政局行政課管理審査専門官付へ）	防災課特殊災害室
青山 忠幸	出向（総務省自治税務局市町村税課課長補佐へ）	救急救助課救急専門官 併任 救急救助課国際協力官 併任 救急救助課課長補佐
恩田 馨	救急救助課救急専門官 併任 救急救助課課長補佐	総務省大臣官房秘書課課長補佐
三枝 隆	免 救急救助課救助係長事務取扱	救急救助課主幹・救急救助課救助係長事務取扱
加藤 晃一	救急救助課国際協力係長・救急救助課国際協力官心得	防災課防災第一係長 併任 防災課防災第二係長
石川 義彦	救急救助課救助係長 併任 救急救助課航空係長	救急救助課航空係長
中垣内隆久	出向（総務省大臣官房総務課へ）	救急救助課
徳大寺祥宏	救急救助課	総務省大臣官房秘書課
山下 亨	消防大学校庶務課長	総務省大臣官房付
谷本 義明	消防大学校教授	総務省大臣官房秘書課課長補佐

広報テーマ

4月

林野火災の防止(防災課)
地震に対する日常の備え(震災対策室)
消火器の適切な維持管理(予防課)

5月

消防団活動への理解と協力の呼びかけ(予防課)
天ぷら油による火災の防止(予防課)
風水害への備え(防災課)
住民に対する応急手当の普及啓発(救急救助課)
津波による災害の防止(震災対策室)

編集発行 / 消防庁総務課

住 所 東京都千代田区霞が関2 - 1 - 2 (〒100 - 8927)
電 話 03 - 5253 - 5111
ホームページ <http://www.fdma.go.jp>

編集協力 / ㈱きょうせい